

○摂南大学学則

昭和50年1月10日

学園106

第1章 総則

(目的)

第1条 摂南大学(以下「本大学」という)は、時代と地域の要請に基づき、深く専門の学術とその応用を教育研究するとともに、人間力と実践的能力をもち、多様な人々と協働して社会に貢献できる人材を育成し、もって社会の発展と学術・文化の向上をはかることを目的とする。

第2章 組織

(学部、学科および教育研究上の目的)

第2条 本大学に、つぎの学部および学科を置く。

学部	学科
理工学部	生命科学科 住環境デザイン学科 建築学科 機械工学科 電気電子工学科 都市環境工学科
国際学部	国際学科
経営学部	経営学科
薬学部	薬学科
法学部	法律学科
経済学部	経済学科
看護学部	看護学科
農学部	農業生産学科 応用生物科学科 食品栄養学科 食農ビジネス学科
現代社会学部	現代社会学科

- 2 理工学部生命科学科は、バイオに関する高度な知識と技術を持ち、生命機構の真理を追究する能力と人類の健康および自然環境との共生を実現するための実践的な技術を身につけ、医療・食品・環境に関する分野で活躍できる人材を養成することを目的とする。
- 3 理工学部住環境デザイン学科は、住宅や身の回りの生活を取り巻く多様なデザイン領域に関する知識と技術を修得し、地球環境を含めた広範な人間の住環境に存在する様々な問題点を的確に捉える能力を養う。さらに、これらの問題点の解決方法を提案するためのデザイン感性と実践的技術を修得し、持続可能な生活環境と倫理観を持って創造することができる技術者やデザイナーとなる人材を養成することを目的とする。
- 4 理工学部建築学科は、地球環境を含めた広範な人間の生活環境に対する的確な問題意識を持ち、生活基盤となる建築・都市空間の安全性、機能性、審美性の追究と、社会や環境への適切な配慮のできる包括的な知識と技能、さらには倫理観を持った建築設計および建築生産などにかかわる技術者を養成することを目的とする。
- 5 理工学部機械工学科は、人類、社会が直面する課題の解決に寄与する機械の研究開発やものづくりの基礎となる機械工学の専門知識を修得し、問題を発見し解決するための総合的な能力を身につけた実践的機械技術者を養成することを目的とする。
- 6 理工学部電気電子工学科は、社会を支える電気・情報・電子・通信工学の幅広い知識や技術について、電気工学・情報工学を中心に修得し、製品やシステム開発および設計施工などの現場において課題を発見して解決できる実践的な電気系・情報系技術者を養成することを目的とする。
- 7 理工学部都市環境工学科は、複雑化・高機能化した都市環境を建設・維持管理・リニューアルするハード面の技術と環境に配慮した都市計画を立案するソフト面の技術を修得し、実践的な技術を身につけた即戦力として活躍できる専門職業人を養成することを目的とする。
- 8 国際学部国際学科は、グローバル化・ボーダーレス化が進む世界における様々な課題について解決策を見出し、果敢に行動できる人材を育成する。世界の国や地域の歴史・地理・社会・文化などの基礎知識を基に、豊かな教養と広い視野を身につけ、多様な価値観を客観的に理解して判断・発信できるグローバルリテラシーを修得した、国際社会で活躍できる知的専門職業人を養成することを目的とする。
- 9 経営学部経営学科は、企業を中心とする組織一般の運営に関する基礎的な理論と知識を身につけるとともに、幅広い教養をあわせ持ち、自律的・主体的に企業経営の一翼を担うことのできる実行力ある知的専門職業人を養成することを目的とする。

- 10 薬学部薬学科は、薬剤師として高い倫理観、心豊かな人間性、実践的能力を備え、わが国の医療の発展、健康・福祉の増進、生活環境の保全等、健康社会の現実貢献し、多様な人々と協働して社会で活躍できる人材を育成することを目的とする。
- 11 法学部法律学科は、幅広い教養と法学・政治学・法政策学に関わる専門的知識に裏打ちされ、論理的に問題解決ができる能力を有し、主体的に社会貢献をなす人間力を持った人材を養成することを目的とする。
- 12 経済学部経済学科は、経済学を基礎として幅広い見識と豊かな人間性を有し、現代の経済社会の諸問題を自ら発見し、多様な人々と協働してその解決に取り組むことのできる人材を養成することを目的とする。
- 13 看護学部看護学科は、生命の尊厳と人権の尊重を基盤とした倫理観、心豊かな人間性と看護実践能力を備えた人材を育成し、地域社会における保健・医療・福祉の向上、看護の発展に貢献できる看護職者を養成することを目的とする。
- 14 農学部農業生産学科は、生物や生産環境の科学的真理の解明および生物資源と農業生産技術の開発とその高度利用を追究し、環境への負荷が少なく、生産効率の高い農業生産を実現、および新技術の開発・普及に必要な知識・技術を身につけ社会に貢献できる人材を養成することを目的とする。
- 15 農学部応用生物科学科は、生物・生命の諸現象と、その背後にある原理とメカニズムを、分子から個体、集団、生態系を含む視点で深く学び、身につけた広範な知識を基に、人類が直面している食料、生命、環境に関わる諸課題の解決に貢献できる、創造力の豊かな人材を養成することを目的とする。
- 16 農学部食品栄養学科は、農学の学びを基盤として、食のプロセス(農産物の生産から加工・流通・消費まで)を体系的に理解し、食・栄養・健康・医療・食育の専門的知識・技能・態度を身につけ、地域の健康と心豊かな暮らしの実現に貢献できる人材を養成することを目的とする。
- 17 農学部食農ビジネス学科は、農業や食料、食品産業に関する経済・経営・マーケティングなどの専門知識を身につけ、国内外に存在する食料・農業に関する社会経済的な諸課題の解決に向けて、それらの知識を理論的・実践的に活用して貢献できる人材を養成することを目的とする。
- 18 現代社会学部現代社会学科は、社会学を基礎とした幅広い見識を有し、社会学的想像力と実践力を身につけた、現代社会が抱える諸課題の解決に貢献できる知的専門職業人を要請する。

(別科)

第2条の2 本大学に留学生別科を置く。

2 留学生別科については、留学生別科規定に定める。

(収容定員)

第3条 本大学の収容定員は、つぎのとおりとする。

学部	学科	入学定員	3年次編入学 定員	収容定員
理工学部	生命科学科	105名	5名	430名
	住環境デザイン学科	85名	5名	350名
	建築学科	80名	5名	330名
	機械工学科	130名	5名	530名
	電気電子工学科	105名	5名	430名
	都市環境工学科	80名	5名	330名
	計	585名	30名	2,400名
国際学部	国際学科	250名	5名	1,010名
経営学部	経営学科	280名	6名	1,132名
薬学部	薬学科	220名	—	1,320名
法学部	法律学科	280名	5名	1,130名
経済学部	経済学科	280名	4名	1,128名
看護学部	看護学科	100名	—	400名
農学部	農業生産学科	80名	—	320名
	応用生物科学科	80名	—	320名
	食品栄養学科	80名	—	320名
	食農ビジネス学科	100名	—	400名
	計	340名	—	1,360名
現代社会学部	現代社会学科	250名	—	1,000名

(職員)

第4条 本大学に、学長、副学長、全学教育機構長、学部長、教務部長、学生部長、事務局長、教授、准教授、講師、助教、助手および研究職員ならびに事務職員を置く。

2 本大学には、前項のほか、IRセンター長、図書館長、情報メディアセンター長、枚方

キャンパス事務室長、入試部長、就職部長、研究支援・社会連携センター長、グローバルセンター長、学科長、教室主任その他必要な職員を置く。

(各職員の職務)

第5条 学長は、本大学の学務を統括し、所属職員を統督する。

- 2 副学長は、学長を補佐し、その命を受けて本大学の重要な事項についての企画および各学部間の連絡調整を行う。
- 3 学部長は、学長を補佐し、その命を受けて本大学の教学運営業務を遂行し、各学部内の業務を処理するとともに、各学部に所属する職員を指揮監督する。
- 4 教務部長および学生部長は、学長を補佐し、その命を受けて部内の業務を掌理するとともに、各学部間の調整を行う。
- 5 事務局長は、学長を補佐し、その命を受けて本大学の管理運営業務の遂行にあたる。
- 6 教授は、専攻分野について、教育上、研究上または実務上の特に優れた知識、能力および実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。
- 7 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上または実務上の優れた知識、能力および実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。
- 8 講師は、教授または准教授に準ずる職務に従事する。
- 9 助教は、専攻分野について、教育上、研究上または実務上の知識および能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。
- 10 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- 11 研究職員は、教授、准教授、講師および助教の職務を補助し、または指導を受け研究に従事する。
- 12 事務職員は、本大学の管理運営業務にあたるほか、学生の学修指導および厚生補導に従事する。
- 13 その他職員の職務については、職制に関する規定に定める。

(大学・大学院運営会議)

第6条 本大学に、大学・大学院運営会議を置く。

- 2 大学・大学院運営会議は、学長、副学長、全学教育機構長、学部長、研究科長、教務部長、学生部長、事務局長、図書館長、情報メディアセンター長、枚方キャンパス事務室長、入試部長および就職部長をもって組織し、本大学の重要な事項を審議する。
- 3 その他大学・大学院運営会議について必要な事項は、大学・大学院運営会議規定に定める。

(学長戦略会議)

第6条の2 本大学に、学長戦略会議を置く。

- 2 学長戦略会議は、学長、副学長、事務局長、枚方キャンパス事務室長、全学教育機構長、教務部長、学生部長、入試部長、就職部長および学長が指名した者をもって構成し、本大学の運営上の重要な事項を協議する。
- 3 その他学長戦略会議について必要な事項は、学長戦略会議規定に定める。

(教育推進会議)

第6条の3 本大学に、教育推進会議を置く。

- 2 教育推進会議は、学長、全学教育機構長、教務部長、学部長、事務局長、全学教育副機構長、全学教育機構教育推進課長、教務課長および必要に応じて学長が任命した者をもって構成し、本大学の教育推進戦略および全学共通教育に関する重要な事項を協議する。
- 3 その他教育推進会議について必要な事項は、教育推進会議規定に定める。

(研究推進会議)

第6条の4 本大学に、研究推進会議を置く。

- 2 研究推進会議は、学長、副学長、学部長、事務局長、研究支援・社会連携センター長、地域総合研究所長、融合科学研究所長、地域医療研究センター長、その他、必要に応じて学長が任命した者をもって構成し、本大学の全学的な研究推進に関する重要な事項を協議する。
- 3 その他研究推進会議について必要な事項は、研究推進会議規定に定める。

(教授会)

第7条 本大学の各学部教授会を置く。

- 2 教授会は、学部長および当該学部の教授をもって組織し、学長がつぎに掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - イ 学生の入学および卒業に関すること
 - ロ 学位の授与に関すること
 - ハ 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要と学長が定めるもの
- 3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長が掌る教育研究に関する事項について審議し、および学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 4 その他各学部の教授会について必要な事項は、各学部の教授会規定に定める。

(委員会)

第8条 本大学に、本大学の重要な事項を審議する組織として、つぎの委員会を置く。

- イ 評価委員会
- ロ 教員選考・活動評価委員会
- ハ 入試委員会
- ニ 教務委員会
- ホ FD推進委員会
- ヘ 学生委員会
- ト 図書館運営委員会
- チ 就職委員会
- リ 情報メディアセンター運営委員会
- ヌ 人権侵害防止委員会
- ル 個人情報保護委員会
- フ 教職課程運営委員会

- 2 評価委員会は、自己点検・評価および第三者評価に必要な教育研究目標の設定、教育研究活動の改善、将来計画の策定その他重要な事項を審議する。
- 3 教員選考・活動評価委員会は、教員の採用および昇任の資格審査、研修ならびに教員活動評価に関する事項を審議する。
- 4 入試委員会は、学長の諮問に応じて各学部の入学者選抜についての企画調整、その他重要な事項を審議する。
- 5 教務委員会は、学長の諮問に応じて教務に関する重要な事項の審議および教務に関する各学部間の連絡調整を行う。
- 6 FD推進委員会は、学長の諮問に応じて本大学の授業内容と授業方法の改善に関する事項を審議する。
- 7 学生委員会は、学長の諮問に応じて学生の厚生補導、表彰、懲戒その他重要な事項の審議およびそれらに関する各学部間の連絡調整を行う。
- 8 図書館運営委員会は、学長の諮問に応じて図書館の運営に関し必要な事項を審議する。
- 9 就職委員会は、学長の諮問に応じて就職に関する重要な事項の審議および就職に関する各学部間の連絡調整を行う。
- 10 情報メディアセンター運営委員会は、学長の諮問に応じて情報メディアセンターの運営に関し必要な事項を審議する。
- 11 人権侵害防止委員会は、本大学における人権侵害の防止に関し必要な事項を審議する。

12 個人情報保護委員会は、本大学における個人情報の保護に関し必要な事項を審議する。

13 教職課程運営委員会は、学長の諮問に応じて教職課程の運営に関し必要な事項を審議する。

14 その他委員会について必要な事項は、各委員会規定に定める。

(教育方法改善のための組織的な研修等)

第8条の2 本大学は、授業の内容および方法の改善を図るため、組織的な研修および研究を行う。

第3章 学年、学期および休業日

(学年)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第10条 学年を2期に分ち、前期は4月1日から9月30日まで、後期は10月1日から翌年3月31日までとする。ただし、学長は、前期・後期の授業日数を調整するため、前期の終期および後期の始期を変更することができる。

(休業日)

第11条 授業を行わない日(以下「休業日」という)は、つぎのとおりとする。

イ 日曜日および国民の祝日に関する法律に定める休日

ロ 本学園創立記念日(10月30日)

ハ 春期休業日 3月25日から4月4日まで

ニ 夏期休業日 8月1日から9月18日まで

ホ 冬期休業日 12月23日から翌年1月7日まで

2 必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定め、または休業日に授業を行うことができる。

第4章 修業年限および在学年限

(修業年限)

第12条 本大学の修業年限は、つぎのとおりとする。

理工学部 4年

国際学部 4年

経営学部 4年

薬学部 6年

法学部 4年

経済学部 4年

看護学部 4年

農学部 4年

現代社会学部 4年

(在学年限)

第13条 学生は、つぎの年数を超えて在学することができない。

理工学部 8年

国際学部 8年

経営学部 8年

薬学部 12年

法学部 8年

経済学部 8年

看護学部 8年

農学部 8年

現代社会学部 8年

2 前項にかかわらず、第19条および第20条の規定により入学、転学部または転学科を許可された者の在学年限については、教授会の議を経て、相当な年限を学部長が定める。

第5章 入学

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長は、学年の途中においても、第10条に定める学期の区分に従い、入学させることができる。

(入学資格)

第15条 本大学に入学することのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当するものとする。

イ 高等学校または中等教育学校を卒業した者

ロ 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む)

ハ 学校教育法施行規則第150条に定められた者

(入学志願手続)

第16条 本大学への入学を志願する者は、指定の期日までに、所定の出願書類に第40条に定める入学検定料を添えて学長に願出しなければならない。

(入学者の選考)

第17条 入学志願者の選考は、教授会の意見を聴いて、学長が行う。

(入学手続および入学許可)

第18条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、学費納入規定に定める学費を納入し、かつ、所定の書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

3 前項により入学を許可された者は、入学宣誓式に出席し、かつ入学の宣誓をするものとする。

(編入学、転入学および再入学)

第19条 つぎの各号のいずれかに該当する者で、本大学への入学を志願するものがあるときは、選考のうえ相当年次に編入学を許可することができる。

イ 大学を卒業した者

ロ 大学における2年以上の課程を履修して退学した者

ハ 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者

ニ 短期大学、高等専門学校、旧国立工業教員養成所または国立養護教諭養成所を卒業した者

ホ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校または教員養成諸学校等の課程を修了し、または卒業した者

ヘ 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る)を修了した者

ト 高等学校の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る)を修了した者

チ 本大学において、個別の入学資格審査により、全各号と同等以上の学力があると認めた場合で、入学までに満20歳に達する者

2 つぎの各号のいずれかに該当する者で、本大学への入学を志願するものがあるときは、選考のうえ相当年次に転入学を許可することができる。

イ 本大学以外の大学に入学し、履修歴のある者

ロ 外国の大学に入学し、履修歴のある者

3 つぎの各号のいずれかに該当する者で、本大学への入学を志願するものがあるときは、

選考のうえ相当年次に再入学を許可することができる。

イ 本大学を卒業した者

ロ 本大学を退学した者

ハ 第37条イ号、ロ号またはホ号により除籍になった者

- 4 その他編入学、転入学および再入学については、編入学規定、転入学規定、再入学規定にそれぞれ定める。

(転学部または転学科)

第20条 本大学の学生で、他の学部または同一学部の他の学科に転学部もしくは転学科を希望する者は、所属学部長の承認を得て、志願することができる。

- 2 転学部または転学科は、志願先の教授会の意見を聴いて学部長が選考し、学長が相当年次に転学部または転学科を許可する。

(入学者の既修得単位等の取扱い)

第21条 第18条の規定により、入学を許可された者が入学以前に他の大学または短期大学等において修得した単位は、学部長が教授会の議を経て、卒業の要件となる単位として認めることができる。

- 2 前項により卒業の要件となる単位として認めることができる単位数は、第26条により卒業の要件となる単位として認めることができる単位数と合わせて60単位を限度とする。
- 3 第19条および前条の規定により、入学または転学部、転学科を許可された者の本大学または他の大学もしくは短期大学等においてすでに履修した授業科目および修得した単位数の取扱いならびに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学部長が定める。

第6章 教育課程、教職課程および履修方法等

(授業科目)

第22条 本大学の学部および学科の教育研究上の目的を達成するために必要な授業科目を置く。

- 2 授業科目は、専門科目および教養科目とし、これを必修科目、選択必修科目および選択科目に区分する。
- 3 前項の区分により、開設する授業科目および単位数は、別表第1のとおり定める。
- 4 第2項のほか、自由科目を置くものとし、各学部の履修規定に定める。

(副専攻)

第22条の2 特定の課題に関する科目で構成する教育課程(副専攻)を開設し、その学習成果を認定することができる。なお、副専攻の教育課程、履修方法および認定要件について

は、別に定める。

(授業の方法)

第22条の3 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかによりまたはこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。ただし、これにより修得する単位数は60単位を超えないものとする。

3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 第1項の授業の一部を、校舎および付属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の計算方法)

第23条 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、つぎのとおりとする。

イ 講義および演習については、15時間から30時間までの範囲で、本大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

ロ 実験、実習および実技については、30時間から45時間までの範囲で、本大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

ハ 前2号にかかわらず、講義および演習と実験、実習、実技を組み合わせる授業科目については、その組み合わせに応じて、15時間から45時間の範囲で、本大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 「卒業研究」については、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合、これに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

(単位の授与)

第24条 授業科目を履修し、試験その他の評価方法により合格した者には、所定の単位を与える。

(成績の評価基準等)

第25条 授業科目の成績は、その授業の方法、内容および年間の計画ならびに成績評価の基準をあらかじめ学生に明示し、当該基準にしたがって行うものとする。

2 前項のほか、授業科目の成績については、各学部の履修規定に定める。

(他大学等における授業科目の履修等)

第26条 教育上有益と認めるときは、他の大学(外国の大学を含む)との協議に基づき、学長は、当該他大学の授業科目を履修させることができる。

2 短期大学または高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修(平成3年度文部省告示第68号に定めるもの)を教育上有益と認めるときは、本大学における授業科目の履修とみなすことができる。

3 本大学の学部間または学科間の協議に基づき、学部長は、他の学部または他の学科の授業科目を履修させることができる。

4 前3項の規定により修得した単位については、教授会の議に基づき、学部長は60単位を限度として卒業の要件となる単位として認めることができる。

(履修の方法および要件等)

第27条 履修の方法および要件等については、各学部の履修規定に定める。

(教職課程)

第28条 教育職員免許状の取得を希望する者のために、教育職員免許法および同法施行規則に基づく教職課程を置く。

2 前項により開設する授業科目および単位数は、別表第2のとおり定める。

3 本大学において、取得できる教育職員免許状の種類および免許教科は、別表第2の2のとおりとする。

4 前項の免許状を取得するための授業科目の履修方法および修得すべき単位等必要な事項は、各学部の履修規定に定める。

第7章 卒業および学位

(卒業)

第29条 所定の授業科目を履修し、かつ、つぎに定める単位数を修得した者には、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

理工学部 124単位以上

国際学部 124単位以上

経営学部 124単位以上

薬学部 186単位以上

法学部 124単位以上

経済学部 124単位以上

看護学部 128単位以上

農学部 124単位以上

現代社会学部 124単位以上

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書・学位記を授与する。

(学位の授与)

第30条 本大学を卒業した者に対して、つぎの区分に従って学士の学位を授与する。

学部	学科	学位
理工学部	生命科学科	学士(理学)
	住環境デザイン学科	学士(工学)
	建築学科	
	機械工学科	
	電気電子工学科	
	都市環境工学科	
国際学部	国際学科	学士(文学)
経営学部	経営学科	学士(経営学)
薬学部	薬学科	学士(薬学)
法学部	法律学科	学士(法学)
経済学部	経済学科	学士(経済学)
看護学部	看護学科	学士(看護学)
農学部	農業生産学科	学士(農学)
	応用生物科学科	
	食品栄養学科	
	食農ビジネス学科	
現代社会学部	現代社会学科	学士(社会学)

2 前項のほか、学位について必要な事項は、学位規定に定める。

第8章 休学、転学、留学、退学および除籍

(休学)

第31条 病気その他やむを得ない理由により、引き続き2カ月以上修学することができない者は、休学することができる。

2 休学は、所属学部長が許可する。

3 病気その他修学することが適当でないと認められる者については、所属学部長は休学を命じることができる。

(休学期間)

第32条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。
- 3 休学期間は、第12条の修業年限および第13条の在学年限に算入しない。

(復学)

第33条 休学期間が満了し、または休学の理由が消滅したときは、復学することができる。

- 2 復学は、所属学部長が許可する。

(転学)

第34条 他の大学へ入学または転入学を志願しようとする者は、所属学部長に転学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第35条 外国の大学で学修することを志願する者は、学部長の許可を得て留学することができる。

- 2 学部長は、教育上有益と認められる場合に限り、教授会の議を経て留学を許可する。
- 3 前項の許可を得て留学した期間は、第13条に定める在学期間に含めることができる。
- 4 第26条第4項にかかわらず、外国の大学へ留学する場合、卒業の要件となる単位として認めることができる単位数は、30単位を限度とする。

(退学)

第36条 退学しようとする者は、所属学部長に保証人連署の退学願と学生証を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第37条 つぎの各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

- イ 学費を所定の期日までに納入しない者
- ロ 休学者または学生海外留学規定による留学者で在籍料を所定の期日までに納入しない者
- ハ 第13条に定める在学年限を超えた者
- ニ 成業の見込みがないと認められる者
- ホ 休学者で休学期間満了前までに、所属学部長に復学を願い出ない者
- ヘ 他の大学、短期大学または高等専門学校に在籍していることが明らかになった者
- ト 薬学部、看護学部の学生で、同一年次の上位年次配当授業科目の履修要件を休学期

間を除く2年間で充足せず、かつ成業の見込みがないと認められる者

チ 死亡が確認された者

第9章 賞罰

(表彰)

第38条 成績の特に優秀な学生または表彰に価する行為があった学生は、表彰する。

2 表彰については、摂南大学学生の学園生活規定に定める。

(懲戒)

第39条 本大学の学則もしくは諸規定に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は学生委員会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、放学、停学、譴責および訓告とする。

3 前項の放学は、つぎの各号のいずれかに該当する者に対して行い、再入学は許可しない。

イ 性行不良で改善の見込みがない者

ロ 正当な理由がなくて出席常でない者

ハ 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学の期間は、在学年限に算入し、修業年限に算入しない。

第10章 入学検定料および学費等

(入学検定料)

第40条 入学検定料の額は、手数料収納に関する内規に定める。

(学費等)

第41条 学費は、入学金、授業料および教育充実費とし、その額は、別表第3のとおり定める。

2 休学中の学費は、休学開始日の属する期の翌期から免除する。ただし、別表第6に定める在籍料を学費免除の当該期から納入しなければならない。

3 その他休学中の学費等の取扱いについては、学費納入規定に定める。

(既納の入学検定料および学費等)

第42条 既に納入された入学検定料、学費および在籍料は、返戻しない。ただし、学費納入規定に定めのある場合は、この限りでない。

(納期、納入方法等)

第43条 学費および在籍料の納期、納入方法等について必要な事項は、学費納入規定に定める。

第11章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、外国人留学生および帰国学生

(研究生)

第44条 本大学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、選考のうえ研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者またはこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 3 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、在学期間の延長を認めることがある。
- 4 研究料の額は、別表第4のとおり定める。
- 5 その他研究生については、研究生規定に定める。

(科目等履修生)

第45条 本大学において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、選考のうえ科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 授業科目を履修し、合格した者には所定の単位を与える。
- 3 履修料の額は、別表第5のとおり定める。
- 4 その他科目等履修生については、科目等履修生規定に定める。

(特別聴講学生)

第46条 他の大学、短期大学または高等専門学校の学生で、本大学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他校との協議に基づき、特別聴講学生としてこれを許可することができる。

- 2 出願資格、履修料等その他必要な事項については、特別聴講学生規定に定める。

(外国人留学生)

第47条 外国人で、本大学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、学長が教授会の意見を聴いて、外国人留学生としてこれを許可することができる。

- 2 外国人留学生は、留学目的により第1種外国人留学生、第2種外国人留学生および第3種外国人留学生とし、つぎのとおりとする。

イ 第1種外国人留学生とは、大学の課程を修了して学士の学位を取得することを目的とし、1年次または相当年次に入学する者

ロ 第2種外国人留学生とは、特定の研究課題の研究を目的とする者

ハ 第3種外国人留学生とは、特定の授業科目を聴講することを目的とする者

- 3 外国人留学生の出願資格は、つぎのとおりとする。

イ 第1種外国人留学生は、外国において学校教育における12年以上の課程を修了した

者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

ロ 第2種外国人留学生は、外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

ハ 第3種外国人留学生は、外国において、学校教育における12年の課程を修了した者

4 本条の規定は、外国人が一般の入学生として入学することを妨げるものではない。

(帰国学生)

第48条 帰国生徒で、本大学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、学長が教授会の意見を聴いて、帰国学生としてこれを許可することができる。

2 帰国生徒の出願資格は、日本国籍を有し、外国における高等学校に原則として2年以上継続して在学し、学校教育における12年以上の課程を修了した者とする。

3 本条の規定は、帰国生徒が一般の入学生として入学することを妨げるものではない。

(外国人留学生および帰国学生に関する授業科目の開設)

第49条 外国人留学生および帰国学生に関しては、日本語および日本事情等の授業科目を開設することができる。

(その他)

第50条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、外国人留学生および帰国学生について必要な事項は、別に定める。

第12章 公開講座

(公開講座)

第51条 社会人の教養・知識を高め、文化の向上に資するため、本大学に公開講座を開設する。

2 公開講座に関し必要な事項については、別に定める。

第13章 付属施設

(図書館)

第52条 本大学に、図書館を設け、本大学の職員および学生の研究に資する。

(情報メディアセンター)

第52条の2 本大学に、情報メディアセンターを設け、本大学の職員および学生の教育研究に資する。

(研究支援・社会連携センター)

第52条の3 本大学に、研究支援・社会連携センターを設け、本大学の産官学連携および地域連携の推進に資する。

(保健室)

第53条 本大学に、保健室を設け、本大学の職員および学生の保健衛生に資する。

(福利厚生施設)

第54条 本学園に、福利厚生施設を設け、本大学の職員および学生の福利厚生に資する。

第14章 その他

(学則の改廃)

第55条 本学則の改廃は、大学・大学院運営会議および教授会の意見を聴き、学長の承認を得て、理事会の議を経て理事長がこれを行う。

付 則

1 本学則施行に必要な細則は、別に定める。

2 本学則は、昭和50年4月1日から施行する。

3

イ この改正学則は、2025年4月1日から施行する。

ロ 2022年度以前の入学者の学費については、なお従前の例による。

ハ 2024年度以前の入学者の教職課程については、なお従前の例による。

ニ 2024年度以前の入学者の修得すべき授業科目および単位数については、各学部の履修規定に定める。

ホ 第2条第10項については、2025年4月1日から施行し、2024年度入学生から適用する。

別表第1 教育課程表

1 理工学部 省略

2 国際学部 省略

3 経営学部 省略

4 薬学部 省略

5 法学部 省略

6 経済学部 省略

7 看護学部

看護学科

区分		授業科目	単位数
専門科目	専門基礎	人体の構造と機能Ⅰ	①
		人体の構造と機能Ⅱ	①
		人体の構造と機能Ⅲ	①

	代謝栄養学	①
	食品学	1
	病理学総論	①
	感染と防御	①
	薬理学総論	①
	薬物治療学	①
	病院薬学演習	①
	健康相談活動の理論と方法	2
	カウンセリング論	2
	疾病・治療論Ⅰ	①
	疾病・治療論Ⅱ	①
	疾病・治療論Ⅲ	①
	疾病・治療論Ⅳ	①
	疾病・治療論Ⅴ	①
	疾病・治療論Ⅵ	①
	疫学	①
	保健医療福祉行政論	②
	公衆衛生学	①
	医療経済論	2
	看護関係法規	①
	社会福祉論	1
	基礎看護学	
	看護学概論	②
	看護対人関係論	①
	基礎看護技術Ⅰ	②
	基礎看護技術Ⅱ	②
	フィジカルアセスメント	②
	看護過程論	①
	家族看護学	①
	基礎看護学実習Ⅰ	①
	基礎看護学実習Ⅱ	②

地域・在宅 看護学	公衆衛生看護学概論	②
	在宅看護学概論	①
	在宅看護学援助論Ⅰ	②
	在宅看護学援助論Ⅱ	①
	在宅看護学実習	②
	成人看護学概論	②
	成人看護学援助論Ⅰ(急性)	①
	成人看護学援助論Ⅰ(慢性)	①
	成人看護学援助論Ⅱ(急性)	①
	成人看護学援助論Ⅱ(慢性)	①
	成人看護学実習(急性)	③
	成人看護学実習(慢性Ⅰ)	①
	成人看護学実習(慢性Ⅱ)	②
	老年看護学概論	①
	老年看護学援助論Ⅰ	①
	老年看護学援助論Ⅱ	①
	老年看護学実習Ⅰ	①
	老年看護学実習Ⅱ	①
	老年看護学実習Ⅲ	②
	小児看護学概論	①
	小児看護学援助論Ⅰ	①
	小児看護学援助論Ⅱ	①
	小児看護学実習	②
	母性看護学概論	①
	母性看護学援助論Ⅰ	①
	母性看護学援助論Ⅱ	①
	母性看護学実習	②
精神看護学	精神看護学概論	①
	精神看護学援助論Ⅰ	①
	精神看護学援助論Ⅱ	①

	精神看護学実習	②
看護の統合 と実践	看護倫理	①
	看護管理学	①
	看護教育学	1
	国際看護学	1
	海外医療セミナー	1
	災害看護学	①
	感染看護学	①
	看護の探求	1
	看護研究Ⅰ	②
	看護研究Ⅱ	②
	総合看護学演習	①
	統合看護学実習	②
	患者安全	①
	患者コミュニケーション	①
	臨床医療演習	1
	先端医療演習	1
	地域医療実践演習	1
公衆衛生看護学(保健 師課程)	学校保健	<u>2</u>
	産業保健	1
	保健統計学	1
	公衆衛生看護学活動論Ⅰ	2
	公衆衛生看護学活動論Ⅱ	2
	公衆衛生看護学演習Ⅰ	1
	公衆衛生看護学演習Ⅱ	1
	公衆衛生看護学実習Ⅰ	1
	公衆衛生看護学実習Ⅱ	3
助産学((助 産師課程)	助産学概論	2
	助産診断・技術学Ⅰ	2
	助産診断・技術学Ⅱ	2

		助産診断・技術学Ⅲ	2
		助産診断・技術学Ⅳ	1
		地域母子保健	2
		助産技術学演習Ⅰ	1
		助産技術学演習Ⅱ	1
		助産技術学演習Ⅲ	1
		助産管理論	1
		助産学実習Ⅰ	1
		助産学実習Ⅱ	7
		助産学実習Ⅲ	1
		養護概説	2
教養科目	人文科学系	倫理学	2
		哲学から学ぶ	2
		生命倫理	2
		地誌学	2
		人文地理学	2
		文学から学ぶ	2
		心理学	2
		文化人類学	2
		教育学	2
	社会科学系	ボランティア活動論	2
		経済学入門	2
		日本の政治	2
		法学入門	2
		経営学入門	2
		女性学	2
		観光学	2
		日本国憲法	2
	自然・科学	生物・化学の基礎	2
	技術系	教養数学	2

	生物と環境	2
	地学	2
	地学実験	2
英語系	英語Ⅰ	①
	英語Ⅱ	①
	英語Ⅲ	①
	英語Ⅳ	1
	英語Ⅴ	1
外国語系	中国語	1
	韓国語	1
日本語系	日本語表現法	①
数理・情報系	情報リテラシーⅠ	①
	情報リテラシーⅡ	1
	データサイエンス基礎	1
	統計の基礎	①
キャリアデザイン系	キャリアデザイン	①
	キャリア入門	①
スポーツ系	スポーツ科学Ⅰ	①
	スポーツ科学Ⅱ	1
地域志向系	地域と私	2
	北河内を知る	2
	ソーシャル・イノベーション実務総論	2
	摂南大学PBLプロジェクトⅠ	2
	摂南大学PBLプロジェクトⅡ	2
	地域貢献実践演習	2
教養特別系	教養特別講義Ⅰ	2
	教養特別講義Ⅱ	2
	教養特別講義Ⅲ	2
	教養特別講義Ⅳ	2
	教養特別講義Ⅴ	2

	外国人留学生対象科目	日本事情FⅠ	2
		日本事情FⅡ	2
		日本語読解FⅠ	1
		日本語読解FⅡ	1
		日本語文法FⅠ	1
		日本語文法FⅡ	1
		日本語表現作文FⅠ	1
		日本語表現作文FⅡ	1
		日本語総合FⅠ	1
		日本語総合FⅡ	1
		専門日本語FⅠ	1
		専門日本語FⅡ	1
		日本語会話FⅠ	1
		日本語会話FⅡ	1
	帰国学生対象科目	日本事情RⅠ	2
		日本事情RⅡ	2
		日本語読解R	1
		日本語文法R	1
		日本語表現作文R	1
		日本語総合R	1
		専門日本語R	1
		日本語会話R	1

備考

1 卒業に必要な単位数

区分	必修科目	選択科目	計
専門科目	89単位	7単位以上 (専門基礎から3単位以上、看護の統合と実践から1単位以上を含む)	96単位以上
教養科目	9単位	(人文科学系、社会科	32単位以上

		学系、自然・科学技術系から、各系2単位以上を含む16単位以上。英語系、外国語系、数理・情報系、スポーツ系から3単位以上を含む。)	
計	98単位	30単位以上	128単位以上

2 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目、他は選択科目を示す。

8 農学部 省略

9 現代社会学部 省略

別表第2 教職課程の設置により開設する授業科目および単位数

授業科目	単位数
職業指導	4
職業指導Ⅰ	2
職業指導Ⅱ	2
理科教育法Ⅰ	2
理科教育法Ⅱ	2
理科教育法Ⅲ	2
理科教育法Ⅳ	2
工業科教育法Ⅰ	2
工業科教育法Ⅱ	2
数学科教育法Ⅰ	2
数学科教育法Ⅱ	2
数学科教育法Ⅲ	2
数学科教育法Ⅳ	2
英語科教育法Ⅰ	2
英語科教育法Ⅱ	2
英語科教育法Ⅲ	2

英語科教育法Ⅳ	2
商業科教育法	4
情報科教育法	4
社会科教育法Ⅰ(地歴分野)	2
社会科教育法Ⅱ(地歴分野)	2
社会科教育法Ⅲ(公民分野)	2
社会科教育法Ⅳ(公民分野)	2
農業科教育法Ⅰ	2
農業科教育法Ⅱ	2
学校栄養指導論Ⅰ	2
学校栄養指導論Ⅱ	2
<u>養護概説</u>	<u>2</u>
<u>教育原理</u>	<u>2</u>
<u>教師論</u>	<u>2</u>
<u>教育経営論</u>	<u>2</u>
<u>教育心理学</u>	<u>2</u>
<u>特別支援教育論</u>	<u>2</u>
<u>教育課程論</u>	<u>2</u>
<u>道德教育論</u>	<u>2</u>
<u>特別活動・総合的な学習の時間の理論と指導法</u>	<u>2</u>
<u>教育方法論</u>	<u>2</u>
教育における情報通信技術の活用	1
<u>生徒指導論(進路指導を含む)</u>	<u>2</u>
<u>教育相談(カウンセリングの基礎を含む)</u>	<u>2</u>
教育実習Ⅰ	1
教育実習Ⅱ	2
教育実習Ⅲ	4
栄養教育実習Ⅰ	1
栄養教育実習Ⅱ	1
<u>養護実習</u>	<u>5</u>

教職実践演習(中・高)	2
教職実践演習(栄養教諭)	2
教職実践演習(養護教諭)	<u>2</u>
地域連携教育活動Ⅰ	<u>2</u>
地域連携教育活動Ⅱ	<u>2</u>

別表第2の2 教育職員免許状の種類および免許教科

1 中学校教諭一種免許状

免許教科	学部、学科等
社会	法学部法律学科 経済学部経済学科 現代社会学部現代社会学科
数学	理工学部 住環境デザイン学科 建築学科 機械工学科 電気電子工学科 都市環境工学科
理科	理工学部生命科学科 農学部 農業生産学科 応用生物科学科
英語	国際学部国際学科

2 高等学校教諭一種免許状

免許教科	学部、学科等
公民	法学部法律学科 経済学部経済学科 現代社会学部現代社会学科
数学	理工学部 住環境デザイン学科 建築学科

	機械工学科 電気電子工学科 都市環境工学科
理科	理工学部生命科学科 農学部 農業生産学科 応用生物科学科
情報	経営学部経営学科
工業	理工学部 住環境デザイン学科 建築学科 機械工学科 電気電子工学科 都市環境工学科
商業	経営学部 経営学科
農業	農学部農業生産学科
英語	国際学部国際学科

3 栄養教諭一種免許状

免許教科	学部、学科等
栄養教諭	農学部食品栄養学科

4 養護教諭一種免許状

免許教科	学部、学科等
養護教諭	看護学部看護学科

別表第3

学費

- 1 各学部の学費の金額は、つぎのとおりとする。

(単位：円)

科目・年次 学部		金額					
		1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次
理工学部	入学金	250,000	—	—	—	—	—
	授業料	1,290,000	1,290,000	1,290,000	1,290,000	—	—
	教育充実費	100,000	200,000	200,000	200,000	—	—
国際学部	入学金	250,000	—	—	—	—	—
	授業料	980,000	980,000	980,000	980,000	—	—
	教育充実費	50,000	150,000	150,000	150,000	—	—
経営学部	入学金	250,000	—	—	—	—	—
	授業料	920,000	920,000	920,000	920,000	—	—
	教育充実費	50,000	150,000	150,000	150,000	—	—
薬学部	入学金	450,000	—	—	—	—	—
	授業料	1,760,000	1,760,000	1,760,000	1,760,000	1,760,000	1,760,000
	教育充実費	100,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
法学部	入学金	250,000	—	—	—	—	—
	授業料	900,000	900,000	900,000	900,000	—	—
	教育充実費	50,000	150,000	150,000	150,000	—	—
経済学部	入学金	250,000	—	—	—	—	—
	授業料	920,000	920,000	920,000	920,000	—	—
	教育充実費	50,000	150,000	150,000	150,000	—	—
看護学部	入学金	250,000	—	—	—	—	—
	授業料	1,550,000	1,550,000	1,550,000	1,550,000	—	—
	教育充実費	100,000	200,000	200,000	200,000	—	—
農学部	入学金	250,000	—	—	—	—	—
	授業料						
	農業生産	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000	—	—
	応用生物科	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000	—	—
	食品栄養	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000	—	—
	食農ビジネス	1,050,000	1,050,000	1,050,000	1,050,000	—	—
	教育充実費						

	農業生産	100,000	200,000	200,000	200,000	—	—
	応用生物科	100,000	200,000	200,000	200,000	—	—
	食品栄養	130,000	230,000	230,000	230,000	—	—
	食農ビジネス	50,000	150,000	150,000	150,000	—	—
現代社会 学部	入学金	250,000	—	—	—	—	—
	授業料	945,000	945,000	945,000	945,000	—	—
	教育充実費	50,000	150,000	150,000	150,000	—	—

2 履修に特別の経費を要する場合は、これを当該課程の履修者から徴収することがある。

その場合の金額および納期は、別に定める。

3 学費の額は、経済情勢の変動によっては改定することがある。

別表第4

研究料

(単位：円)

学部	金額	備考
理工学部	410,000	年額
国際学部	310,000	〃
経営学部	315,000	〃
薬学部	660,000	〃
法学部	315,000	〃
経済学部	315,000	〃
看護学部	550,000	〃
農学部	410,000	〃
現代社会学部	315,000	〃

別表第5

履修料

(単位：円)

学部	金額	備考
理工学部	20,000	1単位あたり
国際学部	15,000	
経営学部		

薬学部	25,000
法学部	15,000
経済学部	
看護学部	25,000
農学部	20,000
現代社会学部	15,000

別表第6

在籍料

(単位：円)

学部	前期	後期
理工学部	60,000	60,000
国際学部		
経営学部		
薬学部		
法学部		
経済学部		
看護学部		
農学部		
現代社会学部		

○摂南大学看護学部履修規定

2012年2月27日

摂学内022

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規定は、学則第22条、第25条、第27条および第50条に基づき、看護学部において開設する授業科目の履修について必要な事項を定める。

(授業科目の分類、週時間数および履修年次)

第2条 授業科目の分類は、卒業の要件との関連で、必修科目、選択科目および自由科目とする。

2 本大学看護学部で開設する授業科目の分類、週時間数および履修年次は、別表第1のとおりとする。

3 自由科目は、つぎのとおりとする。

イ 他学部の専門科目(実験、実習、設計製図、演習および卒業研究を除く)

ロ 他学部の教養科目

ハ 養護に関する科目のうち「養護概説」、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目(養護実習を除く)および大学が独自に設定する科目

ニ 第4条第1項に定める他大学の授業科目

ホ 第4条第2項に定める学修による授業科目

4 自由科目は、専門科目または教養科目の選択科目とみなし、卒業の要件として認める科目または卒業の要件としない科目とし、以下定めるところによる。

(履修方法)

第3条 授業科目は、学部の定めるところにより履修しなければならない。

(他大学または他学部等における授業科目の履修および大学以外の教育施設等における学修ならびにその取扱い)

第4条 教育上有益と認めたときは、他大学(外国の大学を含む)との協議に基づき、学長は、学生に当該他大学の授業科目を自由科目として履修させることができる。

2 短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修(平成3年度文部省告示第68号に定めるもの)を教育上有益と認めるときは、本大学における授業科目の履修とみなすことができる。

3 前2項により修得した単位については、教授会の議に基づき、学部長は、60単位を限度として卒業の要件として認めることができる。

4 第2条第3項イ号およびロ号の科目のうち、学部間の協議に基づき、学部長が履修を認めたものについては、前項に準ずる。

(卒業に必要な単位数)

第5条 卒業に必要な単位数は128単位以上とし、次表のとおりとする。

専門科目	必修科目	講義・演習科目	66単位	89単位	96単位以上
		実習科目	23単位		
	選択科目		7単位以上 (専門基礎から3単位以上、看護の統合と基礎から1単位以上を含む)		
教養科目	必修科目		9単位		32単位以上
	選択科目		23単位以上 (人文科学系、社会科学系、自然・科学技術系から、各系2単位以上を含む16単位以上。英語系、外国語系、数理・情報系、スポーツ系から3単位以上を含む。)		
計			128単位以上		

2 前項のほか、グレードポイントアベレージ(第14条第1項に定めるグレードポイントの平均、以下「GPA」という)が、入学時からの累積で1.3以上あること。

3 つぎの授業科目は前項のGPAの計算対象としない。

イ 卒業要件に含むことができない授業科目

ロ 評価が「S」「U」「T」の授業科目

ハ その他別に定める授業科目

第2章 履修申請

(履修許可)

第6条 学生は、履修しようとする授業科目を、学部長に申請し、許可を得なければならない。

(履修申請)

第7条 履修申請は、毎年学部長が定める期間および申請要領に従って、手続しなければならない。

2 正当な理由がなく、前項に定める期間内に履修申請手続を行わない者は、当該期間の履修を許可しない。

3 同時限に重複して履修することはできない。

4 前項にかかわらず、上位年次配当授業科目の履修要件を充足した者は、新たに履修する科目と前年度不合格科目とが重複する場合、前年度不合格科目(受験していない場合を除く)のうち、別に定める科目について、再受験科目として重複申請することができる。

5 学部長が特に許可した場合を除き、1年間に履修申請できる単位数は、48単位以内とする。ただし、再受験科目およびつぎの科目は、1年間に履修申請できる単位数に含めない。

イ 養護に関する科目のうち「養護概説」

ロ 教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目および教育実践に関する科目

ハ 大学が独自に設定する科目

ニ 別に定める夏期休業日等を利用して行う学外での学修を主とした授業科目

6 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

7 助産師課程の履修を申請した者に対しては、2年次後期の定められた期間に選考を行い、履修許可を与える。なお、選考基準は別に定める。

8 保健師課程の履修を申請した者に対しては、2年次後期の定められた期間に選考を行い、履修許可を与える。なお、選考基準は別に定める。

9 保健師課程の授業科目のうち「学校保健」「産業保健」「保健統計学」については、保健師課程の履修許可者以外にも履修を許可し、修得した単位は専門科目の選択科目として卒業要件に算入することができる。

(履修科目の変更)

第8条 履修申請期間後の変更または追加は、授業科目時間割の変更の場合を除いて許可しない。

(履修許可の取消し)

第9条 履修許可後において本規定および申請要領に違反して申請していることが判明したときは、履修許可を取消す。

2 前項の場合は、告示する。

(履修辞退)

第9条の2 学生から履修辞退の申し出があった場合、教育的効果を考慮してこれを認めることがある。

2 履修辞退の手続方法、その他必要な事項は学部長が別に定める。

第3章 試験および成績評価

(試験の区分)

第10条 試験は、定期試験、臨時試験、追試験および再試験とする。

2 定期試験は、期末に行う試験をいう。

3 臨時試験は、授業の進展に伴い担当教員が随時行う試験をいう。

4 追試験は、病気その他やむを得ない理由により、定期試験を受験できなかった者に対して行う試験をいう。ただし、再試験は行わない。

5 再試験は、別に定める科目について、定期試験の成績が合格点に達しなかった者または教育職員免許状の取得要件を充足することができる者に対して行う試験をいう。

(追試験および再試験の申請ならびに許可)

第11条 前条第4項の追試験を受けようとする者は、当該科目の試験終了日の翌日から起算して5日以内に、

その理由を証明する書類を添えて受験不能届を学部長に提出しておかなければならない。

- 2 追試験の受験の可否は、申請書および前項の理由書に基づき学部長が決定する。
- 3 再試験の受験の可否は、申請書に基づき学部長が決定する。
- 4 追試験および再試験の申請要領ならびに実施要領は、学部長が別に定める。

(試験期間)

第12条 定期試験の期間は、つぎのとおりとし、その期間は毎年行事予定で定める。

- イ 前期期末試験 期末1週間ないし2週間
- ロ 後期期末試験 期末1週間ないし2週間

(試験時間)

第13条 定期試験、追試験および再試験の1科目当り試験時間は、60分を原則とする。

(成績評価等)

第14条 成績は、最高を100点、合格点を60点以上とし、基準はつぎの7種の評語をもって表す。ただし、再試験での合格の者の成績は、再試験の点数にかかわらず60点とする。また、それぞれの評語に対応するグレードポイント(以下「GP」という)は次のとおりとする。

- イ 100～90点は、Aの評語(GP:4)
- ロ 89～80点は、Bの評語(GP:3)
- ハ 79～70点は、Cの評語(GP:2)
- ニ 69～60点は、Dの評語(GP:1)
- ホ 59～40点は、Eの評語(GP:0)
- ヘ 39点以下は、Fの評語(GP:0)
- ト *は、定期試験未受験または評価不能(GP:0)

- 2 前項の成績の評価は、試験のほか、学生の日常の学修状況等を勘案して行うことができる。
- 3 A、B、CおよびDの評語でもって合格した者には、所定の単位を与える。
- 4 第1項および第3項にかかわらず、学部長が別に定める科目の成績の評価は、合格をS、不合格をUと表示し、合格した者には所定の単位を与える。
- 5 編入学等で単位を認定した科目の評価は、Tと表示する。また、再入学および転学部等で単位を認定した科目の評価は、学部長が別に定める。

(年度途中復学者の受験)

第15条 年度途中の復学者には、原則として当該期の第10条の試験(臨時試験を除く)の受験は認めない。ただし、つぎの各号の要件をすべて充足する場合は、この限りでない。

- イ 復学を許可された当該期の休学期間が1カ月以内で、かつ当該期末試験の始期の7日前までに復学の許可を受けた場合
- ロ 当該期の第6条の履修許可をすでに受けている場合
- ハ 前各号のほか、摂南大学学費納入規定第11条の学費の免除を受けている者については、免除を受け

た学費と既納の在籍料との差額を納入した場合

第4章 1年間の授業期間および授業時間

(1年間の授業期間)

第16条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(授業出席の義務)

第17条 学生は、履修許可を受けた全ての授業に出席し、遅刻・欠席等のないよう努めなければならない。

2 正当な理由がなく出席常でない者は、単位を与えないことがある。

3 実習科目については、学部長が別に定める理由以外での欠席を認めない。

4 感染症罹患等、やむをえない理由により実習科目を受講できない学生に対しては、別途、追実習を受講させることとする。

(授業時間)

第18条 授業は、2時間を1時限とし、つぎのとおりとする。

1時限	9：20～10：50
2時限	11：00～12：30
3時限	13：20～14：50
4時限	15：00～16：30
5時限	16：40～18：10
6時限	18：20～19：50

第5章 上位年次配当授業科目の履修要件

(上位年次配当授業科目の履修要件)

第19条 第2年次以上の配当授業科目を履修するためには、つぎの要件を充足していなければならない。

イ 第2年次の配当授業科目を履修するためには、第1年次の配当授業科目のうち、専門科目および教養科目のなかから総計36単位以上修得していること。

ロ 第3年次の配当授業科目を履修するためには、第1年次および第2年次の配当授業科目のうち、専門科目(「基礎看護学実習Ⅰ」1単位、「基礎看護学実習Ⅱ」2単位、「老年看護学実習Ⅰ」1単位、「老年看護学実習Ⅱ」1単位、「成人看護学実習(慢性Ⅰ)」1単位を含む)および教養科目のなかから総計77単位以上修得していること。

2 第1項の履修要件の充足にかかわらず、授業科目によっては、その内容との関連において別表第2に定める授業科目を前もって履修し、単位を修得していなければ、当該科目の履修を許可しない。

3 第1項の履修要件を充足していないが、学部長が修学上の効果が特に期待できる者と認めた場合、1年次および2年次配当の教養科目のうち、人文科学系、社会科学系および自然・科学技術系のなかから10単位を限度に履修を許可することがある。

4 第1項各号に定める同一年次の上位年次配当授業科目の履修要件を、休学期間を除く2年間で充足せず、かつ成業の見込みがないと認められる者は、学則第37条第1項ト号により学長が除籍する。

第6章 助産師課程および保健師課程

(助産師課程および保健師課程)

第20条 助産師国家試験受験資格を取得するためには、第5条に定める128単位の卒業要件を充足し、かつ以下の32単位を取得しなければならない。なお、ロ号、ハ号の科目については、修得した場合助産師国家試験受験資格卒業要件の128単位および助産師課程の32単位いずれにも算入するものとする。

イ 卒業要件には算入されない科目

専門科目：「助産学概論」(2単位)「助産診断・技術学Ⅰ」(2単位)「助産診断・技術学Ⅱ」(2単位)
「助産診断・技術学Ⅲ」(2単位)「助産診断・技術学Ⅳ」(1単位)「地域母子保健」(2単位)「助産技術学演習Ⅰ」(1単位)「助産技術学演習Ⅱ」(1単位)「助産技術学演習Ⅲ」(1単位)「助産管理論」(1単位)
「助産学実習Ⅰ」(1単位)「助産学実習Ⅱ」(7単位)「助産学実習Ⅲ」(1単位)

ロ 履修し、修得することで卒業要件および助産師国家試験受験資格取得の単位数に算入できる科目

専門科目：「健康相談活動の理論と方法」(2単位)

教養科目：「女性学」(2単位)

ハ 必修科目として卒業要件および助産師国家試験受験資格取得の単位数に算入する科目

専門科目：「疾病・治療論Ⅴ」(1単位)「看護管理学」(1単位)「統合看護学実習」(2単位)

2 保健師国家試験受験資格を取得するためには、第5条に定める128単位の卒業要件を充足し、かつ以下の33単位を取得しなければならない。なお、ロ号、ハ号の科目については、修得した場合保健師国家試験受験資格卒業要件の128単位および保健師課程の33単位いずれにも算入するものとする。

イ 卒業要件には算入されない科目

専門科目：「公衆衛生看護学活動論Ⅰ」(2単位)「公衆衛生看護学活動論Ⅱ」(2単位)「公衆衛生看護学演習Ⅰ」(1単位)「公衆衛生看護学演習Ⅱ」(1単位)「公衆衛生看護学実習Ⅰ」(1単位)「公衆衛生看護学実習Ⅱ」(3単位)

ロ 履修し、修得することで卒業要件および保健師国家試験受験資格取得の単位数に算入できる科目

専門科目：「健康相談活動の理論と方法」(2単位)「医療経済論」(2単位)「社会福祉論」(1単位)「国際看護学」(1単位)「災害看護論」(1単位)「学校保健」(2単位)「産業保健」(1単位)「保健統計学」(1単位)

ハ 必修科目として卒業要件および保健師国家試験受験資格取得の単位数に算入する科目

専門科目：「疫学」(1単位)「保健医療福祉行政論」(2単位)「公衆衛生学」(1単位)「看護関係法規」(1単位)「家族看護学」(1単位)「公衆衛生看護学概論」(2単位)「看護管理学」(1単位)「統合看護学実習」(2単位)

教養科目：「統計の基礎」(1単位)

第7章 教職課程

(教育職員免許状の種類および免許教科)

第21条 学則第28条に定める教育職員免許状の種類および免許教科は、つぎのとおりとする。

学科	免許状の種類	免許教科
看護学科	養護教諭一種免許状	養護教諭

(基礎資格および最低修得単位)

第22条 養護教諭一種免許状を取得するためには、基礎資格として、学士の学位を有し、かつ、別表第3に定める教育職員免許状取得のために必要な科目を履修し、単位を修得しなければならない。

(履修申請)

第23条 前条の単位修得のためには、第7条に定める履修申請のほか、教育実習および教職実践演習を履修するには、別に定める履修要件を満たし、所定の手続をしなければならない。

(教育職員免許状出願手続)

第24条 第22条に定める単位を修得した学生は、別に定める期間および出願要領に従い、必要な書類に手数料を添えて提出し、免許状の交付事務を依頼することができる。

第8章 雑則

(補則)

第25条 この規定に定めるもののほか、この規定の実施に関して必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

(規定の改廃)

第26条 この規定の改廃は、大学・大学院運営会議および教授会の議を経て、学長が行う。

付 則

1 この規定は、2012年4月1日から施行する。

2

イ この改正規定は、2025年4月1日から施行する。

ロ 2018年度および2019年度の入学者については、改正後の第7条第6項および別表第1および別表第2の「学校保健」および「産業保健」の取扱いを除き、なお従前の例による。

ハ 2020年度から2024年度までの入学者については、改正後の第16条を除き、なお従前の例による。

別表第1

授業科目の分類、週時間数および履修年次

1 専門科目

看護学科

区分		授業科目	単位 数	履修年次							
				1		2		3		4	
				週時間数							
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
専門 科目	専門 基礎	人体の構造と機能Ⅰ	①	2							
		人体の構造と機能Ⅱ	①	2							
		人体の構造と機能Ⅲ	①		2						
		代謝栄養学	①		1						
		食品学	①		1						
		病理学総論	①		2						
		感染と防御	①		2						
		薬理学総論	①		2						
		薬物治療学	①			2					
		病院薬学演習	①					1			
		健康相談活動の理論 と方法	②					2			
		疾病・治療論Ⅰ	①		2						
		疾病・治療論Ⅱ	①			2					
		疾病・治療論Ⅲ	①				1				
		疾病・治療論Ⅳ	①				1				
		疾病・治療論Ⅴ	①				1				
		疾病・治療論Ⅵ	①				1				
		疫学	①				1				
		保健医療福祉行政論	②			2					
		公衆衛生学	①				1				
		医療経済論	②			2					
		看護関係法規	①				1				
		社会福祉論	①		1						
		基礎	看護学概論	②	2						

	看護学	看護対人関係論	①	1							
		基礎看護技術Ⅰ	②		4						
		基礎看護技術Ⅱ	②			4					
		フィジカルアセスメント	②			4					
		看護過程論	①				2				
		家族看護学	①			2					
		基礎看護学実習Ⅰ	①	(3)	(3)						
		基礎看護学実習Ⅱ	②				6				
	地域・在宅看護学	公衆衛生看護学概論	②				2				
		在宅看護学概論	①			1					
		在宅看護学援助論Ⅰ	②				2				
		在宅看護学援助論Ⅱ	①					2			
		在宅看護学実習	②						(6)	(6)	
	成人看護学	成人看護学概論	②			2					
		成人看護学援助論Ⅰ(急性)	①				1				
		成人看護学援助論Ⅰ(慢性)	①				1				
		成人看護学援助論Ⅱ(急性)	①					2			
		成人看護学援助論Ⅱ(慢性)	①					2			
		成人看護学実習(急性)	③						(9)	(9)	
		成人看護学実習(慢性Ⅰ)	①			(3)	(3)				
		成人看護学実習(慢性Ⅱ)	②						(6)	(6)	
	老年看護学	老年看護学概論	①		1						
		老年看護学援助論Ⅰ	①				1				
		老年看護学援助論Ⅱ	①					2			
		老年看護学実習Ⅰ	①	(3)	(3)						
		老年看護学実習Ⅱ	①			(3)	(3)				

	老年看護学実習Ⅲ	②						(6)	(6)	
小児	小児看護学概論	①			1					
看護	小児看護学援助論Ⅰ	①				1				
学	小児看護学援助論Ⅱ	①					2			
	小児看護学実習	②						(6)	(6)	
母性	母性看護学概論	①			1					
看護	母性看護学援助論Ⅰ	①				1				
学	母性看護学援助論Ⅱ	①					2			
	母性看護学実習	②						(6)	(6)	
精神	精神看護学概論	①			1					
看護	精神看護学援助論Ⅰ	①				1				
学	精神看護学援助論Ⅱ	①					2			
	精神看護学実習	②						(6)	(6)	
看護	看護倫理	①							(1)	(1)
の統	看護管理学	①							(1)	(1)
合と	看護教育学	1							(1)	(1)
実践	国際看護学	1							(1)	(1)
	海外医療セミナー	1	(3)	(3)						
	災害看護学	①							(1)	(1)
	感染看護学	①			(1)	(1)				
	看護の探求	1							1	
	看護研究Ⅰ	②					2			
	看護研究Ⅱ	②							4	
	総合看護学演習	①							(2)	(2)
	統合看護学実習	②							(6)	(6)
	患者安全	①			(1)	(1)				
	患者コミュニケーション	①			(1)	(1)				
	臨床医療演習	1							1	
	先端医療演習	1							1	
	地域医療実践演習	1							1	
公衆	学校保健	2					(2)	(2)		
衛生	産業保健	1					(1)	(1)		

	看護 学(保 健師 課程)	保健統計学	1					1			
		公衆衛生看護学活動 論 I	2					2			
		公衆衛生看護学活動 論 II	2						2		
		公衆衛生看護学演習 I	1						2		
		公衆衛生看護学演習 II	1							2	
		公衆衛生看護学実習 I	1							(3)	(3)
		公衆衛生看護学実習 II	3							(9)	(9)
	助産 学(助 産師 課程)	助産学概論	2					2			
		助産診断・技術学 I	2						(前期または後期)2 (3～4年次)		
		助産診断・技術学 II	2						(前期または後期)2 (3～4年次)		
		助産診断・技術学 III	2						(前期または後期)2 (3～4年次)		
		助産診断・技術学 IV	1						(前期または後期)1 (3～4年次)		
		地域母子保健	2						(前期または後期)2 (3～4年次)		
		助産技術学演習 I	1						(前期または後期)2 (3～4年次)		
		助産技術学演習 II	1						(前期または後期)2 (3～4年次)		
		助産技術学演習 III	1						(前期または後期)2 (3～4年次)		
		助産管理論	1						(前期または後期)1 (3～4年次)		
		助産学実習 I	1								3
		助産学実習 II	7								21

		助産学実習Ⅲ	1							3
養護概説			2			2				

注1 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目、その他は選択科目

2 週時間数を()で囲んだ授業科目は、前期または後期のいずれかで開講する。

3 「養護概説」は、教育職員免許状取得に必要な科目であって「卒業に必要な単位数」に算入することはできない。

2 教養科目

区分		授業科目	単位数	履修年次							
				1		2		3		4	
				週時間数							
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
教養科目	人文科学系	倫理学	2	2							
		哲学から学ぶ	2	2							
		生命倫理	2	2							
		地誌学	2		2						
		人文地理学	2		2						
		文学から学ぶ	2			2					
		心理学	2			2					
		文化人類学	2				2				
		教育学	2				2				
	社会科学系	ボランティア活動論	2	2							
		経済学入門	2	2							
		日本の政治	2	2							
		法学入門	2		2						
		経営学入門	2		2						
		女性学	2		2						
		観光学	2		2						
		日本国憲法	2			2					
	自然・科学技術系	生物・化学の基礎	2	2							
		教養数学	2	2							
		生物と環境	2			2					
		地学	2					2			
		地学実験	2					2			

外国 人留 学生 対象 科目	日本事情FⅠ	2	(前期)2(1～4年次)
		2	(後期)2(1～4年次)
	日本語読解FⅠ	1	(前期)2(1～4年次)
		1	(後期)2(1～4年次)
	日本語文法FⅠ	1	(前期)2(1～4年次)
		1	(後期)2(1～4年次)
	日本語表現作文FⅠ	1	(前期)2(1～4年次)
		1	(後期)2(1～4年次)
	日本語総合FⅠ	1	(前期)2(1～4年次)
		1	(後期)2(1～4年次)
	専門日本語FⅠ	1	(前期)2(1～4年次)
		1	(後期)2(1～4年次)
	日本語会話FⅠ	1	(前期)2(1～4年次)
		1	(後期)2(1～4年次)
	日本事情RⅠ	2	(前期)2(1～4年次)
		2	(後期)2(1～4年次)
		1	(前期)2(1～4年次)
		1	(後期)2(1～4年次)
		1	(前期)2(1～4年次)
		1	(後期)2(1～4年次)
		1	(前期)2(1～4年次)
		1	(後期)2(1～4年次)

注1 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目、その他は選択科目

2 週時間数を()で囲んだ授業科目は、前期または後期のいずれかで開講する。

別表第2

履修科目	先修科目	先修または同時履修科目
基礎看護学実習Ⅰ		看護学概論、看護対人関係論
基礎看護学実習Ⅱ	看護学概論、看護対人関係論、基礎看護技術Ⅰ、基礎看護技術Ⅱ、フィジカルアセスメント	基礎看護学実習Ⅰ、看護過程論※ ※ 看護過程論については、同時履修可とするが、成績が不合格となった場合は基礎看護学実習Ⅱの履修を取り消す。
老年看護学実習Ⅱ		老年看護学概論
在宅看護学実習、成人看護学実習(急性)、成人看護学実習(慢性Ⅱ)、老年看護学実習Ⅲ、小児看護学実習、母性看護学実習、精神看護学実習	専門科目のうち、1年次前期・後期、2年次前期・後期および3年次前期配当の必修科目56科目中54科目以上(基礎看護学、地域・在宅看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学、看護の統合と実践区分に配当の必修科目37科目を含む)	
看護研究Ⅱ	看護研究Ⅰ	
助産学実習Ⅰ、助産学実習Ⅱ、助産学実習Ⅲ	健康相談活動の理論と方法、疾病・治療論Ⅴ、助産学概論、女性学	統合看護学実習、助産診断・技術学Ⅰ、助産診断・技術学Ⅱ、助産診断・技術学Ⅲ、助産診断・技術学Ⅳ、地域母子保健、助産技術学演習Ⅰ、助産技術学演習Ⅱ、助産技術学演習Ⅲ、助産管理論
公衆衛生看護学実習Ⅰ 公衆衛生看護学実習Ⅱ	健康相談活動の理論と方法、疫学、保健医療福祉行政論、公衆衛生学、医療経済論、看護関係法規、社会福祉論、家族看護学、公衆衛生看護学概論、学校保健、産業保健、保健統計学、公衆衛生看護学活動論Ⅰ、公衆衛生看護学活動論Ⅱ、公衆衛生看護学演習Ⅰ、統計の基礎	統合看護学実習、公衆衛生看護学演習Ⅱ

別表第3

教育職員免許状取得のために必要な科目

1 養護に関する科目

免許法施行規則に定める 科目区分	最低 修得 単位数	左記に対応する授業科目	単 位 数	週時 間数		履修 年次
				前 期	後 期	
衛生学及び公衆衛生学 (予防医学を含む。)	4	疫学	①		1	2
		公衆衛生学	①		1	2
		公衆衛生看護学概論	②		2	2
学校保健	2	学校保健	②	(2)	(2)	3
養護概説	2	養護概説	②	2		2
健康相談活動の理論・健康相談 活動の方法	2	健康相談活動の理論と方法	②	2		3
栄養学(食品学を含む。)	2	代謝栄養学	①		1	1
		食品学	①		1	1
解剖学及び生理学	2	人体の構造と機能Ⅰ	①	2		1
		人体の構造と機能Ⅱ	①	2		1
「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	感染と防御	①		2	1
		薬理学総論	①		2	1
精神保健	2	精神看護学概論	①	1		2
		精神看護学援助論Ⅰ	①		1	2
看護学(臨床実習及び救急処置 を含む。)	10	看護学概論	②	2		1
		基礎看護技術Ⅰ	②		4	1
		基礎看護技術Ⅱ	②	4		2
		小児看護学概論	①	1		2
		小児看護学援助論Ⅰ	①		1	2
		小児看護学援助論Ⅱ	①	2		3
		小児看護学実習	②	(6)	(6)	3-4
計	28	計	29			

注1 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目

2 週時間数を()で囲んだ授業科目は、前期または後期のいずれかで開講する。

3 履修年次3～4年次科目について、3年次は後期を4年次は前期を示す。

2 教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目および教育実践に関する科目

教育職員免許法施行規則に定める科目および単位数			左記科目に対する本大学での科目等				
科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目	単位数	週時間数		履修年次
					前期	後期	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	教育原理	②	(2)	(2)	1
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教師論	②	2		1
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育経営論	②	(2)	(2)
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	②	(2)	(2)	1
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論	②	(2)	(2)	2
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論	②	(2)	(2)	2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	6	道徳教育論	②	(2)	(2)	3
			特別活動・総合的な学習の時間の理論と指導法	②	(2)	(2)	3
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		教育方法論	②	(2)	(2)	2
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導論(進路指導を含む)	②	(2)	(2)	2
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		教育相談(カウンセリングの基礎を含む)	②	(2)	(2)	3
教育実践に関する科目	養護実習	5	養護実習	⑤	—	—	4
	学校体験活動		—				
	教職実践演習	2	教職実践演習(養護教諭)	②		2	4
合計		21		29			

注1 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目。

2 週時間数を()で囲んだ授業科目は、前期または後期のいずれかで開講する。

- 3 「養護実習」は、3週間以上の学外実習および学内における事前事後指導含む。
- 4 教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目および教育実践に関する科目において、教育職員免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した単位数は、「大学が独自に設定する科目」の単位数に充当する。

3 大学が独自に設定する科目

教育職員免許法施行規則に定める科目および単位数		左記科目に対する本大学での科目等				
科目	最低修得単位数	授業科目	単位数	週時間数		履修年次
				前	後	
大学が独自に設定する科目	7	地域連携教育活動Ⅰ	2	2		2
		地域連携教育活動Ⅱ	2	2		2
		「養護に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」および「教育実践に関する科目」において、教育職員免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した単位数を充当する。				
合計	7		4			

注1 「地域連携教育活動Ⅰ」および「地域連携教育活動Ⅱ」は選択科目とする。

4 その他教育職員免許法施行規則で定める科目

教育職員免許法施行規則に定める科目および単位数

科目	単位数	授業科目	単位数	週時間数		履修年次
				前期	後期	
日本国憲法	2	日本国憲法	②	2		2
体育	2	スポーツ科学Ⅰ	①		2	1
		スポーツ科学Ⅱ	①		2	2
外国語コミュニケーション	2	英語Ⅱ	①		2	1
		英語Ⅲ	①	2		2
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	情報リテラシーⅠ	①	2		1
		データサイエンス基礎	①		2	1

注1 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目。